

## 「サントリー天然水の森 勢多農林高校の森プロジェクト」森づくり活動に関する協定概要

サントリーホールディングス株式会社、群馬県教育委員会及び群馬県環境森林部は森づくり活動について、次のとおり協定を締結する。

### 1. 協定の目的

この協定は、サントリーホールディングスと群馬県教育委員会が協働して次に掲げる森林の造成を目的とする。目的を達成するために、サントリーホールディングスは森林整備及び調査研究を実施し、教育委員会は調査研究等に協力することとする。また環境森林部は必要な助言を行うものとする。

- (1) 水源涵養林としての高い機能を持った森林
- (2) 生物多様性に富んだ森林
- (3) 洪水・土砂災害等に強い森林
- (4) CO<sub>2</sub>の吸収力の高い森林
- (5) 豊かな自然と触れ合える美しい森林
- (6) 広範な学術研究調査の対象となる森林
- (7) 木材生産林においては、上記(1)から(6)の条件を満たしつつ持続可能な施業を実施する森林

### 2. 協定対象森林

群馬県立勢多農林高等学校演習林（前橋市富士見町赤城山ほか） 79.46ha

### 3. 協定期間

この協定の有効期間は、2024年6月19日から2029年3月31日までとする。なお、協定期間満了後は協議の上で継続するものとし、当協定に基づく森づくり活動期間は30年間を目標とする。

### 4. 活動の実施

サントリーホールディングスは森林整備活動長期計画書を作成し、この計画書に基づき森林整備活動を実施するものとし、その費用を負担する。